

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

(変更)

		資料番号	18-4	担当課	環境・ゼロカーボン推進課
法令名	土壤汚染対策法	根拠条項	第32条第1項	許認可等の内容	指定調査機関の指定の更新
土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号)					
(指定の更新)					
第三十二条 第三条第一項の指定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。					
2 前三条の規定は、前項の指定の更新について準用する。					
(使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査)					
第三条 使用が廃止された有害物質使用特定施設 (水質汚濁防止法 (昭和四十五年法律第百三十八号) 第二条第二項に規定する特定施設 (第三項において単に「特定施設」という。) であって、同条第二項第一号に規定する物質 (特定有害物質であるものに限る。) をその施設において製造し、使用し、又は処理するものをいう。以下同じ。) に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者、管理者又は占有者 (以下「所有者等」という。) であって、当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は第三項の規定により都道府県知事から通知を受けたものは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、環境大臣又は都道府県知事が指定する者に環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、環境省令で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けたときは、この限りでない。					
2 前項の指定は、二以上の都道府県の区域において土壤汚染状況調査及び第十六条第一項の調査 (以下「土壤汚染状況調査等」という。) を行おうとする者を指定する場合にあっては環境大臣が、一の都道府県の区域において土壤汚染状況調査等を行おうとする者を指定する場合にあっては都道府県知事がするものとする。					
[略]					
(指定の申請)					
第二十九条 第三条第一項の指定は、環境省令で定めるところにより、土壤汚染状況調査等を行おうとする者の申請により行う。					
(欠格条項)					
第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三条第一項の指定を受けることができない。					
一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者					
二 第四十二条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者					
三 法人であって、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの					
(指定の基準)					
第三十一条 環境大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。					
一 土壤汚染状況調査等の業務を適確かつ円滑に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力					

を有するものとして、環境省令で定める基準に適合するものであること。

- 二 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて環境省令で定める構成員の構成が土壤汚染状況調査等の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 三 前号に定めるもののほか、土壤汚染状況調査等が不公正になるおそれがないものとして、環境省令で定める基準に適合するものであること。

土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成十四年環境省令第二十三号）

（指定調査機関の指定の申請）

第一条 土壤汚染対策法（以下「法」という。）第二十九条の規定により法第三条第一項の指定を受けようとする者は、二以上の都道府県の区域において法第二十九条に規定する土壤汚染状況調査等（以下「土壤汚染状況調査等」という。）を行おうとする場合にあつては環境大臣に、一の都道府県の区域において土壤汚染状況調査等を行おうとする場合にあつては当該都道府県知事に様式第一による申請書を提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

〔略〕

（指定調査機関の指定の基準）

第二条 法第三十一条第一号の環境省令で定める基準であつて経理的基礎に係るものは、次のとおりとする。

- 一 債務超過となっていないこと。
- 二 土壤汚染状況調査等の業務を適確かつ円滑に遂行するために必要な人員を確保する能力を有していること。
- 2 法第三十一条第一号の環境省令で定める基準であつて技術的能力に係るものは、法第三十四条に規定する監督に必要な人員が適切に配置されていることとする。
- 3 法第三十一条第二号の環境省令で定める構成員は、次の各号に掲げる法人の種類に応じ、当該各号に定める者とする。
  - 一 一般社団法人 社員
  - 二 会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項の持分会社 社員
  - 三 会社法第二条第一号の株式会社 株主
  - 四 その他の法人 当該法人の種類に応じて前三号に定める者に類するもの
- 4 法第三十一条第三号の環境省令で定める基準は、土壤汚染状況調査等の実施に係る組織その他の土壤汚染状況調査等を実施するための体制が次に掲げる事項に適合するよう整備されていることとする。
  - 一 特定の者を不当に差別的に取り扱うものでないこと。
  - 二 土壤汚染状況調査等の実施を依頼する者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないこと。
  - 三 前二号に掲げるもののほか、土壤汚染状況調査等の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。